

## 宅建朝から1問 宅建業法 37条書面 宅建 H25-35-才 ≪#928≫

【問】 正誤をつけよ。

宅地建物取引業者が媒介により建物の貸借の契約を成立させた場合、借賃以外の金銭の授受の方法は、宅地建物取引業法第37条の規定により当該貸借の契約当事者に対して交付すべき書面に必ず記載しなければならない事項である。

【答え】 誤り

≪ポイント≫ 37条書面【宅建★入門】

- 六 代金及び交換差金及び借賃以外の金銭の授受に関する定めがあるときは、その額並びに当該金銭の授受の時期及び目的
- ⇒ 定めがあるときは、必ず記載
  - ⇒ 定めがなければ、記載不要

≪ポイント≫ 35条書面【宅建★入門】

- 七 代金、交換差金及び借賃以外に授受される金銭の額及び当該金銭の授受の目的
- ⇒ 必ず記載
  - ⇒ 37条書面とは違い、「時期」は記載不要

【渋谷会】夏の宅建講座をご利用ください

夏から一気に挽回 ⇒ 「宅建 夏からインプット【速攻 30】講座」

本試験での解き方を知りたい ⇒ 「宅建過去問演習講座」アウトプット講座

直前期に効率的に学習したい ⇒ 「宅建 夏から【速攻】合格セット」上記2講座のセット

<https://shibuyakai.com/>